

# 公益財団法人鳥取県スポーツ協会

## 競技力向上委員会規程

第1条 公益財団法人鳥取県スポーツ協会定款第40条の規定に基づき、競技力向上委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 委員会は、国民スポーツ大会その他の各種スポーツ大会において優秀な成績をあげるため、選手の育成強化に関する次の事項について審議する。

- (1) 競技力向上計画の策定に関すること。
- (2) 競技力向上に係る調査研究に関すること。
- (3) 県ス協理事会から諮問された事項に関すること。
- (4) その他選手の育成強化に関すること。

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から25名程度を会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 理事

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 前項の役員は、委員の互選による。

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年8月6日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年1月23日から施行する。